

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認について（起案一式）（「地域経済牽引事業計画」を含む）」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された公文書の「開示すべき部分」については開示すべきである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年3月24日付け（同日收受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「〇〇（仮称）〇〇計画」に関して、株式会社〇〇が作成・提出した、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づく「地域経済牽引事業計画」および同計画に対する県知事同意の審査に関する資料（稟議書、決裁書、会議メモ等）一式」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として本件公文書を特定し、本件公文書には条例第7条第2号、第3号及び第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和4年5月9日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年6月15日付けで実施機関に対して審査請求を行ったが、審査請求書に不備があったため、令和4年7月22日付け補正書により補正を行い、令和4年7月27日付けで適法な審査請求書として受理された。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年9月22日に、審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

個人を特定する部分を除いて、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19

年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)に基づき、沖縄県知事が承認した、特定企業の地域経済牽引事業計画(以下「地域牽引計画」という。)及び関連資料について開示請求を行ったところ、地域牽引計画の具体的内容を示す数値等の大部分が開示とされたことから、本件承認の要件である地域への「経済効果」の内容及び算定根拠について市民が全く検証できない状況となっている。地域牽引計画の内容及び地域への「経済効果」の有無は、地域未来投資促進法が適用され事業者が様々な優遇措置を受ける要件として市民が開示すべき重要な情報であり、本件処分は地域未来投資促進法第1条の趣旨に反する。

加えて、地域牽引計画に関する数値の多くが条例第7条第3号の「法人に関する情報」として不開示とされたが、係る法令の適用及び「法人に関する情報」の解釈運用が行われるならば、地域牽引計画の「経済効果」について市民が全く検証することができない結果となる。したがって、本件処分は条例第1条及び第7条の趣旨に反する。

第4 実施機関の弁明の内容(要旨)

1 弁明の趣旨

審査請求人が開示を求める、経済効果の内容及び算定根拠に当たる部分等の不開示部分については、開示した場合、法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報(条例第7条第3号)に該当するため、本件処分は妥当である。

2 弁明の内容

本件処分において、審査請求人が開示を求める経済効果の内容及び算定根拠に当たる部分のうち、不開示とした部分は、次の部分が該当する。

- (1) 地域牽引計画に係る審査のうち、建設予定施設の詳細、雇員人数、売上予測及び資金調達計画が分かる部分
- (2) 地域牽引計画の承認申請に係る概要説明書のうち、雇員人数、売上推移や予測、事業計画及び資金調達計画が分かる部分
- (3) 地域牽引計画のうち、売上推移や予測、ホテル部屋単価、ゴルフプレーフィーが分かる部分
- (4) 地域牽引計画のうち、建設予定施設の詳細、事業計画、雇員人数及び資金調達計画が分かる部分

上記の不開示部分はいずれも計画段階で公にすることが想定されておらず、公にされることで事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号の法人等に関する情報に該当し、不開示となる。

また、条例第7条は、条例の基本理念は原則開示であるが、公文書の開示により開示請求者以外の権利又は利益が侵害されることがあってはならないので、それらとの調整を図るために定められた趣旨であり、同条に該当する情報を不開示としたことで、条例第1条の趣旨に反するということはできない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論(要旨)

1 反論の趣旨

地域未来投資促進法に基づく地域牽引計画の経済的効果に関する情報(以下「本

件開示請求情報」という。)を速やかに開示することを求める。

2 反論の内容

審査請求人が開示を求める本件開示請求情報で示されている内容及び算定根拠について、地域未来投資促進法が適用される地域の県民が検証することは、実施機関による承認の適法性等を確認し、地域未来投資促進法が定める「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」目的を達成するために必要不可欠である。

地域牽引計画の内容やそれに対する実施機関の承認に対し、多数の団体及び市民から、その適法性・正確性・合理性・持続可能性等に強い疑義が呈され、地域牽引計画の実施に対し、複数の県民による行政不服申立て及び住民監査請求が進行中であり、農用地利用計画変更案に対しては、周辺で農業に従事する複数の県民が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく異議申立てを行っている。本件開示請求情報の開示は、地域牽引計画の実施及び実施機関の承諾に関連する、行政の適法性・公正中立性・透明性を確保する観点からも、極めて重要である。

また、地域牽引計画に対する県民の懸念は、地域牽引計画で予定されている大量の地下水汲み上げやゴルフ場維持管理のための農薬使用等による、暮らし、健康、生活環境、農地等への深刻な影響に関するものであることから、本件開示請求情報は、条例第7条第3号ただし書で定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当し、非開示とすることは違法である。

特定事業者の意見聴取の結果を受けて、専ら事業者の利益保護の観点から、一律に非開示としている決定及び弁明書の内容は、地域牽引計画の影響を直接受ける県民がその内容について検証する道を閉ざすものとして、地域未来投資促進法第1条並びに条例第1条及び第7条に反し、違法である。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件公文書の開示を求めるものであり、実施機関はその一部を条例第7条第2号、第3号及び第7号に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、実施機関が同条第3号に該当するとして不開示とした部分は、地域への「経済効果」の内容及び算定根拠について市民が検証するのに必要な情報であり開示すべきであるとして、本件処分を取消しを求めているが、

実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件公文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第3号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定した上で、同条第3号において、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とし、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の、不開示情報としての要件を定めている。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

3 条例第7条第3号該当性について

本件公文書のうち、実施機関が、条例第7条第3号に該当する情報が含まれるとして不開示とした部分がある文書（以下「当該文書」という。）は、別表の「当該文書」に記載された文書であり、以下、それぞれの文書における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 当該文書1について

当該文書1においては、ゴルフ場等の建設計画の概要（数量を含む。）、地域牽引計画の付加価値増加額及びその算定に係る金額、雇用者数、資金調達計画に係る情報が不開示とされている。

ア ゴルフ場等の建設計画の概要（数量部分を除く。）

上記アについては、どのような施設を建設するかは、その数量を除き本件処

分の時点で既に公になっている情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号に該当するとは認められず、開示すべきである。

- イ ゴルフ場等の建設計画の概要のうち数量に係る部分
- ウ 地域牽引計画の付加価値増加額
- エ 付加価値額の算定に係る金額
- オ 雇用者数

上記イからオまでについては、特定企業がこれまで蓄積してきた営業上のノウハウやアイデア、業務実績や独自に収集した情報に基づいて記載されたものであると考えられ、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と言えることから、不開示が妥当である。

- カ 資金調達計画に係る情報

上記カについては、特定企業の取引関係や資産状況に関する経営上の内部管理情報であることから、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、不開示が妥当である。

- (2) 当該文書2について

当該文書2においては、特定企業の代表者印の印影が不開示とされている。代表者印は、重要な書類に限定して使用される印鑑であると推認され、一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、偽造等による印影の不正使用に繋がり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

- (3) 当該文書3について

当該文書3においては、特定企業における常用従業員数及びパート従業員数、本事業計画の付加価値額、各年度における売上推移予測、雇用予定人数、事業実施予定の概要、資金調達に係る情報が不開示とされている。

- ア 特定企業における常用従業員数（パート従業員数を除く。）

上記アについては、特定企業のホームページにおいて本件処分の時点で既に公になっている情報であり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号に該当するとは認められず、開示すべきである。

- イ 特定企業におけるパート従業員数

上記イについては、公にされていない情報であり、特定企業の内部管理情報であることから、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、不開示が妥当である。

- ウ 地域牽引計画の付加価値額
- エ 各年度における売上推移
- オ 雇用者数
- カ 事業実施予定の概要

上記ウからカまでについては、前記(1)イからオまでと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

キ 資金調達に係る情報

上記キについては、前記(1)カと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

(4) 当該文書4について

当該文書4においては、特定企業における従業員数、地域経済牽引事業の内容に係る情報、地域経済牽引事業の実施スケジュール、付加価値増加額、付加価値増加額の算定根拠、雇用者数（見込み）、雇用者数（見込み）の内訳に係る情報が不開示とされている。

ア 特定企業における従業員数

上記アについては、前記(3)アと同様の理由により、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号に該当するとは認められず、開示すべきである。

イ その他の不開示とされている情報

その他の不開示とされている情報は、前記(1)イからオまでと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

(5) 当該文書5について

当該文書5においては、地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法の内訳に係る情報が不開示とされている。

これらの情報は、前記(1)カと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

(6) 当該文書6について

当該文書6においては、地域経済牽引事業の実施によるゴルフ場の経済的効果の付加価値創出額の内訳に係る情報が不開示とされている。

これらの情報は、前記(1)イからオまでと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

(7) 当該文書7について

当該文書7においては、地域経済牽引事業の実施によるホテルの経済的効果の付加価値創出額の内訳に係る情報が不開示とされている。

これらの情報は、前記(1)イからオまでと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言えることから、不開示が妥当である。

(8) 当該文書8について

当該文書8は、特定企業の定款であり、各章の見出しを除き不開示とされている。

ア 特定企業の代表者印の印影

不開示とされている情報のうち、特定企業の代表者印の印影については、前

記(2)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

イ その他の不開示とされている情報

その他の不開示とされている情報は、株主等を除き、一般に公開されていない特定企業の内部管理情報であることから、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

(9) 当該文書9及び11について

当該文書9及び11は、それぞれ特定企業の特定期間における決算報告書であり、貸借対照表等の金額部分が不開示とされている。

審査会において、実施機関に対し本件処分の際における当該文書9及び11の公表状況について確認等を行ったが、公表されているものとは認められなかった。この点を踏まえると、当該文書9及び11において不開示とされている情報は、一般に公開されていない特定企業の内部管理情報となることから、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

(10) 当該文書10及び12について

当該文書10及び12は、それぞれ特定企業の特定期間における事業報告書であり、各見出しを除き不開示とされている。

ア 従業員数の合計数、取締役及び監査役の区分並びに氏名

それぞれの事業報告書中における従業員数の合計数、取締役及び監査役の区分並びに氏名に係る部分については、特定企業の登記事項証明書やホームページにおいて本件処分の際に既に公にされている情報であり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号に該当するとは認められず、開示すべきである。

イ その他の不開示とされている情報

その他の不開示とされている情報は、前記(8)イと同様の理由により、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、不開示が妥当である。

(11) 当該文書13について

当該文書13においては、特定企業の2021年3月期における売上高及び同年6月現在の社員数が不開示とされている。

これらの情報は、前記(3)アと同様の理由により、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号に該当するとは認められず、開示すべきである。

なお、上記(1)イからカまで、(2)、(3)イからキまで、(4)イ、(5)、(6)、(7)、(8)アからイまで、(9)及び(10)イについては、同号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しないものと判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理（令和7年1月9日以降）
高良 誠	弁護士	令和7年1月9日以降
徳本 和秀	弁護士	令和7年1月9日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理（令和7年1月8日まで）
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長（令和7年1月8日まで）
西山 千絵	琉球大学准教授	会長（令和7年1月9日以降）
三浦 毅	琉球大学准教授	令和7年1月8日まで

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年9月22日	諮問書受理
令和6年12月23日	審議（第363回）
令和7年4月22日	審議（第367回）
令和7年5月27日	審議（第368回）
令和7年6月18日	審議（第369回）
令和7年7月22日	審議（第370回）
令和7年8月18日	審議（第371号）
令和7年9月8日	審議（第372回）

別 表

No	当該文書	開示すべき部分
1 (当該文書1)	○地域経済牽引事業計画に係る審査（基本計画及び土地利用調整計画の適合性） ○地域未来投資促進法に係る農水省通知に基づく確認 ○その他（地域経済牽引事業計画ガイドラインに基づく確認）	「○地域経済牽引事業計画に係る審査（基本計画及び土地利用調整計画の適合性）」のNo1(1)「地域経済牽引事業計画」枠内の6行目括弧書き内の1文字目から9文字目
2 (当該文書2)	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書	
3 (当該文書3)	地域経済牽引事業計画の承認申請に係る概要説明書	「1 申請者の概要」の「常用従業員（注1）」における常用従業員数（※パート従業員数を除く）
4 (当該文書4)	(別紙) 地域経済牽引事業計画	「1 「(2)地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項」の「申請者（代表者）」枠内の従業員数
5 (当該文書5)	別表1-1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法	
6 (当該文書6)	別紙1-3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果の付加価値創出額（見込み）ゴルフ場（令和6年度）（令和7年度）	
7 (当該文書7)	地域経済牽引事業の実施による経済的効果の付加価値創出額（見込み）ホテル（令和6年度）（令和7年度）	
8 (当該文書8)	株式会社〇〇 定款	
9 (当該文書9)	決算報告書 第10期	
10 (当該文書10)	事業報告書 第10期	1 「(6)従業員の状況（令和2年3月31日現在）」の「従業員数（名）」の計欄、「3.株式会社の会社役員に関する事項」
11 (当該文書11)	決算報告書 第11期	
12 (当該文書12)	事業報告書 第11期	1 「(6)従業員の状況（令和3年3月31日現在）」の「従業員数（名）」の計欄、「3.株式会社の会社役員に関する事項」
13 (当該文書13)	会社経歴書	「会社概要Outline」の「売上高」「社員数」